

盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター受入基準の例示

処理困難物として持込み出来ないもの	
生活環境に悪影響があるもの	PCB を含むもの
爆発、火災、その他危険性があるもの	灯油、油、廃油、シンナー、塗料
	ガスボンベ、消火器、バッテリー、花火、火薬、マッチ、発煙筒
毒性があるもの	農薬、劇薬、薬品類
	強酸性又は強アルカリ性の液状のもの
感染性があるもの	注射針、注射器具
著しく悪臭を発するもの	し尿、汚物
破砕能力を超えるもの	ピアノ(ポータブル型を除く)
処理できないもの	農機具、資材類
	がれき、石こうボード、グラスウール
	コンクリートブロック、瓦、タイル、レンガ
	石、土砂
	タイヤ、バッテリー
施設の処理能力により持込制限を行なうもの	
処理能力を超えるものとして指定	木くず、木材、板切れ、枝葉、剪定くず、丸太 ・長さ 50cm、太さ 5cm 以下 ・釘、金属、電気線、紙、プラスチック、布は、必ず取りのぞくこと。 ・「1日2t/日・戸以下」
	浴槽 ・「1 個/日・戸以下」
	耐火性金庫 ・「1 個/日・戸以下」
	ひも状、筒状のもの ・畳んだ状態で長さ 50cm 以下(縛る)
	布団、絨毯、カーペット類

盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター受入基準の例示

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畳んだ状態で最大の長さ1m未満</li> </ul>
	<p>多量の建具類 (建具類:ドア、窓、障子、ふすま、雨戸、サッシ、網戸、フェンス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建具の合計枚数 「10枚/日・戸以下」</li> </ul>
	<p>多量の廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1日2t/日・戸以下」</li> </ul>
	<p>スプリング入りマットレス、スプリング入りソファ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1個/日・戸以下」</li> </ul>
	<p>大型動物(鹿、猪等)の死体 ※長さ1m以下に切断後受け入れ可</p>
	<p>多量の畳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畳の枚数 「10枚/日・戸以下」</li> </ul>
事業系の畳	<p>日本標準産業分類 「3282 畳製造業」「6013 畳小売業」で発生する畳(スタイロ畳等プラスチックが含まれる畳を除く)については、50cm角に切断後受け入れ</p>
<p>法令の規定により、組合で処理しないもの</p>	
家電リサイクル法によるもの	家庭用エアコン
	テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)
	電気冷蔵庫・電気冷凍庫
	電気洗濯機・衣類乾燥機
パソコンリサイクル制度によるもの	パソコン、ディスプレイ
フロン排出抑制法によるもの	第一種特定製品(冷凍庫等)
自動車リサイクル法等によるもの	自動車(二輪車、原付等を含む)及びその部品
産業廃棄物	全般